

城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷 その3 * 福井城下の武家地の研究 その25

伊豆蔵 庫喜*¹, 吉田 純一*²

The Change of the Samurai's Premises in *Jyonohashi-area*, Part 3 A Study on the Samurai's Premises of the Fukui Castle Town, Part 25

Kouki IZUKURA *¹ and Junichi YOSHIDA *²

*¹ FUT Fukui Castle and Castle Town research laboratory

This paper considers the changes of the samurai's premises in the *Jyonohashi-area* referring to the 'FUKUI JYOKA-EZU'. The premises of the north side and the east side of the *Jyonohashi-area* were the areas that depended on reduction and the increase of the samurai between Genbun 4 from Jokyo 3. As for the three wards in the north side, constitution of the streets and the allotment of the premises of the whole area greatly changed later from the middle of the Edo era. In the same way as allotment of the premises, many samurai performed premises substitution from Jokyo 3 to Genbun 4. It was the same area, but, in the east side and the west, the changes of the samurai's premises were greatly different.

Key Words : 城ノ橋, 新屋敷, 屋敷割, 屋敷替え, 武家屋敷地, 地方地

1. はじめに

福井城下における武家屋敷地の屋敷割は、貞享3年(1686)の大法⁽¹⁾と享保6年(1721)の松岡藩併合⁽²⁾を期に大きな変化がみられる。特に城下東南部の城ノ橋地区(以下、城ノ橋)と橋南の毛矢町の武家屋敷地はその都度、通りや屋敷割が変わっている。既に、江戸時代を通して武家地の屋敷割や居住者がわかる『松平文庫』所蔵の8図の城下絵図⁽³⁾を用いて、城ノ橋の西側における武家屋敷地の変遷を報告した⁽⁴⁾。その結果、城ノ橋の武家屋敷地は、藩の動向によって変動が激しかったと伝えられていたが⁽⁵⁾、西側に関しては江戸時代を通して屋敷割に大きな変化はなく、大きな変動がみられたのは北側と東側の屋敷地に限られていたことを指摘した。

本稿はその続報で、前報で大きな変動がみられた城ノ橋の北側と東側の武家屋敷地における江戸初期から幕末までの屋敷割の変化や屋敷替えについて検討する。なお、本報で述べる城ノ橋の北側と東側は、慶長18年(1613)までに屋敷割された武家屋敷地であったが、貞享3年の大法後に武家屋敷が地方地に一変する。その後、享保6年以降の松岡藩士の移住に伴い、地方地が再び武家屋敷地に戻っている。その際、新しく通りや屋敷割を行い成立した武家町のため、新屋敷と呼ばれるようになる。

2. 城下絵図にみる城ノ橋の屋敷地(北側・東側)

慶長18年~慶応年間(1865~67)までの城ノ橋の屋敷地を示すものが図1で、個々の屋敷地の居住者や役所名の変遷を年代別にまとめたものが表1である。図2は慶長18年以前の『北之庄城郭図』の屋敷割を書き起した図で、便宜上、屋敷地を①~⑥の6区画に分け、南北方向の通り(①~③)を境に西からA~Gの7区に分けた⁽⁶⁾。

* 原稿受付 2014年2月21日

*¹ FUT 福井城郭研究所

*² 建築生活環境学科

E-mail: kouki-i@fukui-ut.ac.jp



1. 慶長18年以前（～1613）



2. 万治2年大火前（～1659）明治期複製



3. 寛文9年大火前（～1669）



4. 貞享2年（1685）



5. 正徳4年（1714）



6. 安永4年（1775）



7. 文化8年（1811）



8. 慶応年間（1865～67）明治14年復原

図1 城下絵図にみる城ノ橋（北側・東側）の武家屋敷地（部分図）
（城下絵図は、すべて『松平文庫』より）

城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷その3 福井城下の武家地の研究その25

表1 各時期における武家屋敷地の居住者と藩役所(城ノ橋の北側・東側)

区画	屋敷地番号	慶長18年(1613)	年代				正徳4年(1714)
			拜数(坪)	万治2年(大火前)(1659)	寛文年間(大火前)(1661~72)	貞享2年(1685)	
1	S1-A1	杉浦宋十郎 御小人衆	986	空き地 *1	力中 *2		
				荒川七左衛門	荒川七左衛門	花月与右衛門	
	S1-B1	藤山小右衛門 御小人衆	990	津田源之丞	津田源之丞	鈴木加兵衛	
				*1と同じ	*2と同じ	加藤長右衛門	
	S1-B2	大見彦三郎	828	鹿立源兵衛	鹿立源兵衛	加藤長右衛門	
				小栗	小栗勘兵衛	平塚津右衛門	
	S1-B3	須藤六右衛門	195	森宋右衛門	森宋右衛門	森宋右衛門	
				川津十右衛門	川津十右衛門	川瀬次郎三郎	
	S1-B4	御小人衆	54	桑原小十郎	桑原小十郎	目下部長左衛門	地方
	S1-B5	御小人衆	54	飯沼官兵衛	飯沼官兵衛	遠藤五左衛門	
	S1-C1	大見四郎左衛門		野本次郎左衛門	野本次郎左衛門	野本次郎左衛門	
	S1-C2	嶋田右京		稲垣安右衛門	稲垣安右衛門	山内小太郎 *3	
	S1-C3	大屋源右衛門	364	大町吉左衛門	大町吉左衛門	大町吉左衛門	
	S1-C4	矢野五右衛門	392	矢野五ノ助	矢野五ノ助	矢野権平	
	S1-C5	木暮金蔵	276	加藤弥兵衛	加藤重兵衛	加藤重兵衛	
	S1-C6	高菜清右衛門		本庄三右衛門	本庄三右衛門	本庄長三郎	
	S1-C7	発味庵	320	小笠原理太夫	小笠原理太夫	小笠原理兵衛	
	S1-C8			荒川清左衛門	荒川清左衛門	荒川三郎太夫	
	S1-C9	小寺図書		稲垣傳七	稲垣傳七	*3と同じ	
	S1-D1	妹尾清左衛門	121	吉川庄右衛門	吉川庄右衛門	あこ	
S1-D2	岩井喜兵衛	135			羽嶋藤兵衛		
S1-D3	佐久間	110	地子		山中	地方	
S1-D4	矢田四郎左衛門	110			御土屋敷		
S1-D5	長岡新右衛門 同心	231	歎喜院	歎喜院	歎喜院	白山堂	
S1-D6	長岡新右衛門	540	森勘太夫	森勘太夫	森勘兵衛		
S1-D7	長岡新右衛門 同心	200	佐久間猪右衛門 与力・足輕	佐久間猪右衛門 与力・足輕	荻野治郎左衛門		
S1-D8	赤堀又兵衛	130				地方	
S1-D9	田上五衛門	130	松井甚五左衛門	松井甚五左衛門			
S1-D10	生田善右衛門	130	笠原新五衛門	笠原新五衛門	栗原傳七		
S1-D11	富岡源右衛門 同心 三十人分		佐久間猪右衛門 与力・足輕	佐久間猪右衛門 与力・足輕	竹沢次兵衛		
S1-D12	和田佐右衛門	180	エンセウ蔵	エンセウ蔵	高橋吉兵衛		
S1-D13	富岡源右衛門 同心	392	大井田角右衛門 与力	水野清兵衛	中山六之介		
S1-E1	岡谷隼人 同心	1200	上月八郎左衛門 与力		煙硝蔵 番人	煙硝蔵 番人	
S1-E2	富岡源右衛門 同心	2400	大井田角右衛門 与力		日比野七郎左衛門 与力五軒 御中間 五軒 大間助左衛門 与力九軒 大間助左衛門 与力九軒 日比野七郎左衛門 与力五軒 波々伯部角兵衛 与力十軒	地方	
S2-B1	奥村相ノ丞	340	吉田五右衛門	吉田五右衛門	吉田五左衛門		
S2-B2	磯山新右衛門	260	成田五左衛門	成田五左衛門	住吉太夫		
S2-B3	西川又兵衛	260	岡島加左衛門	岡島加左衛門	岡島権左衛門		
S2-B4	藤田清兵衛	162	藤田清兵衛	藤田清兵衛	下山八郎兵衛		
S2-B5	落合庄九郎	252	水野藤右衛門	水野藤右衛門	真杉勘左衛門		
S2-B6	森本吉蔵	306					
S2-B7	水谷織部	557	千本弥五左衛門	千本弥五左衛門			
S2-B8	花塚藤十郎	115	金子市左衛門	金子市左衛門			
S2-B9	中本新兵衛						
S2-B10	朝比奈金兵衛 河部勘太夫		川合四郎左衛門	川合四郎左衛門			
S2-B11	山上甚左衛門	328	本多武兵衛	本多武兵衛	本多武兵衛		
S2-C1	平賀源左衛門	352	秋間加右衛門	秋間加右衛門		地方	
S2-C2	山源弥十郎	308	戸田六太夫	戸田六太夫	松原清右衛門		
S2-C3		220	馬川伊左衛門	馬川伊左衛門	江口方蔵		
S2-C4	館新右衛門	264	海福一郎左衛門	海福一郎左衛門			
S2-C5	東江喜兵衛	264			大宮彦右衛門		
S2-C6	菅谷小平太	378					
S2-C7			馬淵助左衛門	馬淵助左衛門			
S2-C8							
S2-C9	戸祭五兵衛						
S2-C10	吉田久右衛門	135	丹波善右衛門	丹波善右衛門	荻野弥左衛門		
S2-C11	伊藤清兵衛	374	久世次郎右衛門	久世次郎右衛門	久世市左衛門		
S2-C12	水科新助	264	富岡平兵衛	富岡平兵衛	留岡次郎太夫		
S2-C13	関傳右衛門	253					
S2-C14	石倉勘兵衛	253					
S2-C15	伊藤宋左衛門						
S2-D1	岡谷佐太夫	1050	松原善右衛門	松原善左衛門	松原吉左衛門	地方	
S2-D2	味名喜之丞	190	向井清兵衛	吉川藤左衛門	林十三輔	奈良左近右衛門 与力 御時久右衛門 与力	
S2-D3	青木兵新	140	土居多門	土居多門	皆嶋儀兵衛		
S2-D4			千野半右衛門	千野半右衛門	山田又四郎		
S2-D5	堀沢清太夫	144	大関権左衛門	大関権左衛門	大関七郎兵衛	地方	
S2-D6			掃除者				
S2-D7	名山兵右衛門	144	本多五太夫 与力	本多五太夫 与力		土屋 役	
S2-D8	岡谷隼人 同心	420	本多五太夫 与力	本多五太夫 与力	石黒源五左衛門 与力六軒 石黒源五左衛門 与力六軒 石黒源五左衛門 与力六軒		
S2-D9	御中間		本多五太夫 与力	御中間	御中間		
S2-D10	堀次郎右衛門	437	田中半弥	田中半弥		地方	
S2-D11	落合四郎右衛門	299	今立六右衛門	今立六右衛門	生田十左衛門		
S2-D12	山崎小右衛門	322	荻野藤次衛門	荻野藤次衛門	出淵平介		
S2-D13	牧野傳兵衛	391	杉田次右衛門	杉田次右衛門	横井玄太郎		
S2-D14	加藤小平太	252	山口弥右衛門	山口弥右衛門	高田安左衛門		
S2-D15	松井勘十郎	180			増井彦太夫		

屋敷地番号(新)	年代		
	安永4年(1775)	文化8年(1811)	慶応年間(1865~67)
SSI-A1	村上喜内	永見	永見多門
SSI-A2	村口喜作	村田	村田彦衛門
SSI-A3		林	林鉄進
SSI-A4		芦田	芦田十左衛門
SSI-B1	荒川源六	堤	堤七太夫
SSI-B2	前田彦次郎	前田	前田儀兵衛
SSI-B3		福田	福田甚三郎
SSI-B4	松山和右衛門	小川	小川常太郎
SSI-B5	波々伯部平六郎	吉岡	吉岡雅熊
SSI-B6	上坂藤太夫	武田	武田平右衛門
SSI-B7		武田	武田三十郎
SSI-B8		皆嶋	皆嶋次右衛門
SSI-B9		中村	中村六三郎
SSI-B10	半井沖藏	半井	半井冲藏
SSI-B11	加藤長蔵	門野	門野半雄
SSI-B12		波々伯部	波々伯部弥六
SSI-B13	井原丞助	岡部	岡部義竹
SSI-B14	上月久三郎	上月	上月操
SSI-B15	今村権右衛門	長谷部	長谷部武十郎
SSI-B16		野坂	野坂源右衛門
SSI-B17	小川長左衛門	小川	小川六太夫
SSI-D1	堀源四右衛門	横井	横井
SSI-D2	平瀬藤兵衛	村上	村上武右衛門
SSI-D3	横井勘十郎	神戸	神戸六左衛門
SSI-D4	片山与三衛門	片山	片山栄ノ進
SSI-D5	白山堂	白山堂	白山堂
SSI-D6	加藤	河津	河津善太夫
SSI-D7	堀丈左衛門	堀	堀平太夫
SSI-D8	藤波与八郎	柳下	柳下小十郎
SSI-D9	樋口与十郎	平瀬	平瀬儀次
SSI-D10	多喜田五兵衛	牧野	牧野万右衛門
SSI-D11	田辺奥右衛門	田辺	田辺源太左衛門
SSI-D12	川崎四郎右衛門	川崎	川崎久太郎
SSI-D13	吉田源四郎	拓植	拓植常太郎
SSI-D14	スズキ宋四郎	岡田	岡田丈太夫
SSI-D15		山田	山田延次
SSI-D16	蔵野新彦	宇佐美	宇佐美善平
SSI-D17	伊藤勘八	中村	中村藤次郎
SSI-D18		関	関良太夫
SSI-D19	林五左太夫	岡田	岡田丈太夫
SSI-D20	煙硝クラパン	煙硝蔵番	煙硝蔵番 三人
SSI-D21	ワカ十郎兵衛	岡	岡健蔵
SSI-D22	新海助左衛門	金子	金子治右衛門
SSI-B1	鯉川林左衛門	鯉川	鯉川林左衛門
SSI-B2	藪田七ノ助	藪田	藪田豊ノ助
SSI-B3	赤井了兵衛	岡谷	岡谷弥右衛門
SSI-B4	伊藤新五兵衛	大久保	大久保二太
SSI-B5	本多忠右衛門	伊藤	伊藤又太郎
SSI-B6		山田	山田儀左衛門
SSI-B7		河村	河村重蔵
SSI-B8		堀	堀他馬
SSI-B9	サノウチ半兵衛	佐野内	佐ノ内半衛門
SSI-B10	藤田傳蔵	滝沢	滝沢兵平太
SSI-B11	田川角左衛門	三沢	三沢勘左衛門
SSI-B12	野茂彦十郎	国分	国分三弥
SSI-B13		一柳	一柳新九郎
SSI-B14	高久小四郎	堀	堀又右衛門
SSI-B15		跡部	跡部又八
SSI-B16	波々伯部小太夫	堀	堀勘左衛門
SSI-B17		市村	市村三右衛門
SSI-B18		櫻井	櫻井権之丞
SSI-B19		中野	中野哲ノ助
SSI-B20		本多	本多門左衛門
SSI-B21	イノウエ源左衛門	井上	井上小右衛門
SSI-B22		堀江	堀江大兵衛
SSI-B23		坂部	坂部能ノ助
SSI-B24		樋口	樋口小左衛門
SSI-B25		原田	原田源左衛門
SSI-B26		久野	久野又四郎
SSI-B27		高屋	高屋権太郎
SSI-B28		永田	永田順右衛門
SSI-B29	大久保助十郎	中村	中村拾八
SSI-D1	ハタノ五郎左衛門	澤美	澤美新右衛門
SSI-D2	カワ村他一郎	高橋	高橋吉兵衛
SSI-D3	長持者部屋	組屋敷	ソウキミ
SSI-D4	長持者部屋	組屋敷	ソウキミ
SSI-D5	高島彦四郎	矢嶋	矢嶋忠太
SSI-D6		川合	川合次郎
SSI-D7	平井三右衛門	平井	平井弥市
SSI-D8		松尾	松尾新太郎
SSI-D9		木内	木内甚兵衛
SSI-D10		櫻井	櫻井庄九郎
SSI-D11	(畑)	矢嶋	矢嶋忍介
SSI-D12		末松	末松寛兵衛
SSI-C1		杉坂	杉坂善左衛門
SSI-C2		前波	前波鉄五郎
SSI-C3		近藤	近藤権藤
SSI-C4	(畑)	加藤	加藤牛五右衛門
SSI-C5		松田	松田鉄之丞
SSI-C6		大町	大町吉右衛門

城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷その3 福井城下の武家地の研究その25

3	S3-C7	植田孫兵衛	180	伊藤弥五右衛門	津沼三右衛門	納田丞兵衛	地方
	S3-C8	坂本喜兵衛	234	小川武左衛門	小川藤九郎	小川藤九郎	
	S3-C9	尾崎又右衛門	288	伊達勘太夫	伊達勘太夫	津田小左衛門	
	S3-D1		115	岡部左兵衛	岡部豊法	妹尾新七	
	S3-D2		115	御菓子奉行	御菓子奉行	庄次安左衛門	
	S3-D3		75	御奉行	御奉行	井上久兵衛	
	S3-D4		95			出淵平兵衛	
	S3-D5		125			出淵平兵衛	
	S3-D6	本多太郎兵衛	728			出淵平兵衛	
	S3-D7					吉沢七之丞	
	S3-D8		86			須崎与五右衛門	
	S3-D9					伴重右衛門	
S3-D10		80	御奉行 五人	御奉行 五人	梅村七右衛門		
S3-D11		80			拓木五右衛門		
S3-D12					中間四軒・掃除者三軒		
S4-C1		72	御歩行屋敷 五人	御歩行屋敷 九人	原田源左衛門	地方	
S4-C2		72			吉井太郎左衛門		
S4-C3		72			喜内治左衛門		
S4-C4		72			山口治太夫		
S4-C5		72			三村茂兵衛		
S4-C6		104					
S4-C7		84					
S4-C8		88					
S4-C9		110			御歩行		三村藤兵衛
S4-C10	細井彦衛門	56					
S4-C11	矢部宮内	56			岡部市郎左衛門		
S4-C12	飯野新左衛門・坂本茂兵衛	88	御歩行屋敷 九人	御歩行屋敷 五人	村上一太夫		
S4-C13	竹生庄三郎	88			稲村傳兵衛		
S4-C14	多賀谷【一ノ丞】	88			松尾門右衛門		
S4-C15					吉池甚兵衛		
S4-C16	松田七左衛門	80	御歩行屋敷 七人	御歩行屋敷 七人	稲木門太夫	地方	
S4-C17	深野喜兵衛	80			櫻尾太郎太夫		
S4-C18	古沢長右衛門	80			久保村治左衛門		
S4-C19	石田八右衛門	80					
S4-C20	飯野七太夫	80					
S4-C21	大嶽甚十郎	80	御歩行屋敷 三人	御歩行屋敷 三人	田中孫太夫		
S4-C22		80			大谷三太夫		
S4-C23	岡本九兵衛	70			長沼彦左衛門		
S4-C24	三田弥左衛門	70					
S4-C25		80	掃除之者	掃除之者	三原金右衛門		
S4-C26	篠原勘負	80			富田助右衛門		
S4-C27	山田半右衛門	80	中山宋左衛門	中山宋左衛門	真杉長右衛門 与力		
S4-C28	越佐次衛門	80	畑甚五左衛門 与力	畑甚五左衛門 与力	山内七十郎		
S4-C29	荒川図書	100			藤田傳右衛門 与力		
S4-C30	御中間衆	900	長濱茂左衛門	長濱茂左衛門	荒川源右衛門 与力		
S5-C1	比企次郎右衛門	138	河田角兵衛	河田角兵衛	石原平右衛門		
S5-C2	戸祭庄九郎	311	本江左助	本江左助	大井田新九郎		
S5-C3	飯嶋次右衛門	460	下山半太夫	下山半太夫	築田太郎太夫		
S5-C4	石川勘助		築吉左衛門	築十左衛門	築兵右衛門		
S5-C5	今井平兵衛		御歩行	御歩行	中村弥五作		
S5-C6	木内与五衛				中村太郎兵衛		
S5-C7	岡部太郎衛				多賀谷宋左衛門		
S5-C8	田沼新蔵						
S5-C9			戸祭兵太夫	戸祭兵太夫			
S5-C10	浅羽左衛門	630					
S5-C11	柳田一兵衛		吉田作右衛門	吉田作右衛門	本多源五左衛門		
S5-C12	秋藤二郎兵衛						
S5-C13	田沼勘十郎						
S5-C14	小倉弥五左衛門		御歩行 六人	御歩行 六人	小原弥兵衛		
S5-C15	波々伯郎喜左衛門				塚谷七郎兵衛		
S5-C16	鮎九兵衛				戸田喜右衛門		
S5-C17	亀井長右衛門				五十嵐仁左衛門		
S5-C18	一瀬新右衛門				高木勘兵衛		
S5-C19	早川京助				掃除之者	掃除之者	富永丈右衛門
S6-E6	吉田治郎左衛門	136	御歩行	御歩行	近藤十郎左衛門		
S6-E7	安藤彦左衛門	136			山上甚十郎		
S6-E8	久野小左衛門	136	渋谷喜兵衛	渋谷喜兵衛	沼谷甚太夫		
S6-E9	江間半兵衛	136	橋本七左衛門	橋本七左衛門	田中泰左衛門		
S6-E10	横倉善兵衛	136	中沢七兵衛	中沢七兵衛	厚木丈兵衛		
S6-E11	坂本又右衛門	136	御歩行	松田源右衛門	戸田半右衛門		
S6-E12	江戸監物	136			内藤茂右衛門		
S6-E13	齊藤左内	136	西村仙右衛門	高瀬左十郎	立岩六右衛門		
S6-E14	野寺	624	西村仙右衛門	宮嶋次郎右衛門			
S6-F1	乙部吉兵衛	304					
S6-F2	内藤甚兵衛	200	今村佐右衛門	今村佐右衛門	荒川久太夫		
S6-F3	木内三太夫	487	石原平右衛門	石原平右衛門	仙石喜兵衛		
S6-F4	藤生利右衛門	136					
S6-F5	金井義兵衛	136			山野次郎太夫		
S6-F6	朝比奈十郎右衛門	136	御歩行屋敷 六人				
S6-F7	西沢弥左衛門	144					
S6-F8	吉田四郎兵衛	136					
S6-F9	瀧人郎兵衛	136					
S6-F10	野木平右衛門	120					
S6-F11							
S6-F12	戸田権左衛門	240	寺屋敷	寺屋敷	松井高右衛門		
					山原傳右衛門		

3	SS3-C7	百姓長屋*5	百姓長屋*5	
	SS3-C8	百姓長屋*5	百姓長屋*5	
	SS3-C9	小栗	小栗小次郎	
	SS3-C10	赤江次郎左衛門	岡島 岡嶋清七	
	SS3-C11		松田 松田藤次郎	
	SS3-C12		服部 服部弥太郎	
	SS3-C13		安藤 安藤久蔵	
	SS3-C14		丹波 丹波喜作	
			S3-C7と同じ	S3-C7と同じ
			S3-C8と同じ	S3-C8と同じ
	SS3-C15	(畑)	平野 平野仲之	
	SS3-C16		中野 中野鉄太郎	
SS3-C17		松本 松本小平太		
SS3-C18		山上		
SS3-C19		藤川 矢野小助		
SS3-C20		矢野 都築利八		
SS3-C21		都築		
SS4-C1	並塚与左衛門	並塚	並塚利右衛門	
SS4-C2	アイザワ権四郎	高橋	高橋左十郎	
SS4-C3	フクチ宋左衛門	波々伯郎	波々伯郎太三郎	
SS4-C4		大木	大木本ノ丞	
SS4-C5		久津見	久津見九左衛門	
SS4-C6	山沢五兵衛	小木	小木造輔	
SS4-C7	イコマ藤右衛門	生駒	生駒三郎	
SS4-C8	小栗甚兵衛	鈴木	鈴木市右衛門	
SS4-C9	ハラタ五太夫	土屋	土屋新七	
SS4-C10			青山久太郎	
SS4-C11	町屋敷	町屋敷	町屋敷	
SS4-C12	郡組	郡組	郡組	
SS5-C1	町屋敷	町屋敷	町屋敷	
SS5-C2	堀	堀	羽中田鉄五郎	
SS5-C3	羽中田新五右衛門	羽中田	高木富蔵	
SS5-C4	高木万ノ助	高木	川村隆輔	
SS5-C5		川村		
SS5-C6		川崎	川崎三郎	
SS5-C7	ナカ山五郎左衛門	中山	中山太郎左衛門	
SS5-C8		横山	横山吉太夫	
SS5-C9		織田	織田新左衛門	
SS5-C10		福嶋	福嶋長左衛門	
SS5-C11		岡	岡作太郎	
SS5-C12		加藤	加藤丈太	
SS5-C13		長谷川武左衛門	長谷川 長谷川八太郎	
SS5-C14		河村五左衛門	鈴木 鈴木拾五郎	
SS5-C15		坂井勘左衛門	坂井 坂井重太	
SS5-C16		鈴木小兵衛	吉田 吉川又五郎	
SS6-E6	東光寺	東光寺	東光寺	
SS6-E7		森沢	森沢忠作	
SS6-E8	渡辺甚右衛門	白崎	白崎甚太郎	
SS6-E9		永井	永井左右兵衛	
SS6-E10	久保村甚左衛門	久保村	久保村丈四郎	
SS6-E11	矢野四郎左衛門	山形	水野勘治	
SS6-E12		堀	堀三郎右衛門	
SS6-E13		江上	江上太右衛門	
SS6-F1		木村	木村忠右衛門	
SS6-F2		竹中	竹中半太夫	
SS6-F3		岩佐	永井五郎左衛門	
SS6-F4		村井	村井牛ノ介	
SS6-F5		山口	山口藤太郎	
SS6-F6		覆並	覆並勘兵衛	
SS6-F7		石沢	石沢久五郎	
SS6-F8		安原	安原利左衛門	
SS6-F9		稲葉	稲葉悦ノ助	
SS6-F10		坂本	坂本石ノ助	
SS6-F11		戸枝四郎兵衛	四葉 四葉権助	
SS6-F12		竹沢	竹沢五郎右衛門	
SS6-F13		宇都宮	宇都宮五郎助	
SS6-F14		土屋	土屋五郎八	
SS6-F15		大久保	大久保助十郎	
SS6-F16		岩佐	岩佐十助	
SS6-F17		久保	久保為三	

城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷その3 福井城下の武家地の研究その25

S6-F13	長岡弥次右衛門		山本吉太夫	山本吉太夫	久世与左衛門	地方
S6-F14	三井作兵衛	100				
S6-F15	吉田八右衛門	130	伊野浅右衛門	伊野浅右衛門	伊野次太夫	
S6-F16	法林坊	130	中野権三郎	中野権三郎	服部彦衛	
S6-G1					嶋田清左衛門	
S6-G2	大相院	96	寺町	寺町	原平左衛門	
S6-G3	隋応寺	213			山本源左衛門	
S6-G4	惣福寺	306			土屋甚五兵衛	
S6-G5	根西寺	240				
S6-G6	妙正寺	350				
S6-G7	牧 林久右衛門	800	中村八太夫	中村八太夫	中村左膳	
S6-G8			寺	寺	吉田喜右衛門	
S6-G9	御中間衆		御中間	御中間	水主組	
			掃除之者	掃除之者	御中間 六軒	
			御中間	御中間	掃除者	

S56-F18		大谷	大谷十熊
S56-F19		横原	横原岩吉
S56-F20		本多	本多半五
S56-G1	堀源次郎	鮎	鮎長左衛門
S56-G2	三村藤左衛門	高田	高田敏吉
S56-G3	吉田源竹	筒井	筒井猪左衛門
S56-G4	井上承助	井上	井上与三
S56-G5	黒沢半兵衛	黒沢	黒沢平十
S56-G6	ツタ久左衛門	狩野	狩野玄照
S56-G7	岸田彦兵衛	勝山	勝山等一
S56-G8	町屋敷	御用地	町屋敷
S56-G9	町屋敷	郡牢	町屋敷
S56-G10	町屋敷	町屋敷	町屋敷
S56-G11	町屋敷	町屋敷	町屋敷
S56-G12		嶋崎	嶋崎積蔵
S56-G13		<矢場>	因獄
S56-G14		<畑>	
S56-G15		七面堂	常休院
S56-G16		七面堂	七面堂

※1：慶長18年の坪数は、絵図にある間口・奥行の寸法から算出した。 2：空欄は空き地、網かけは付紙の剥がれ、太字ゴシックは藩役所や藩施設を示す。
3：安永4年以降の各屋敷地の記号と番号は、新しく番付したものを使用する。

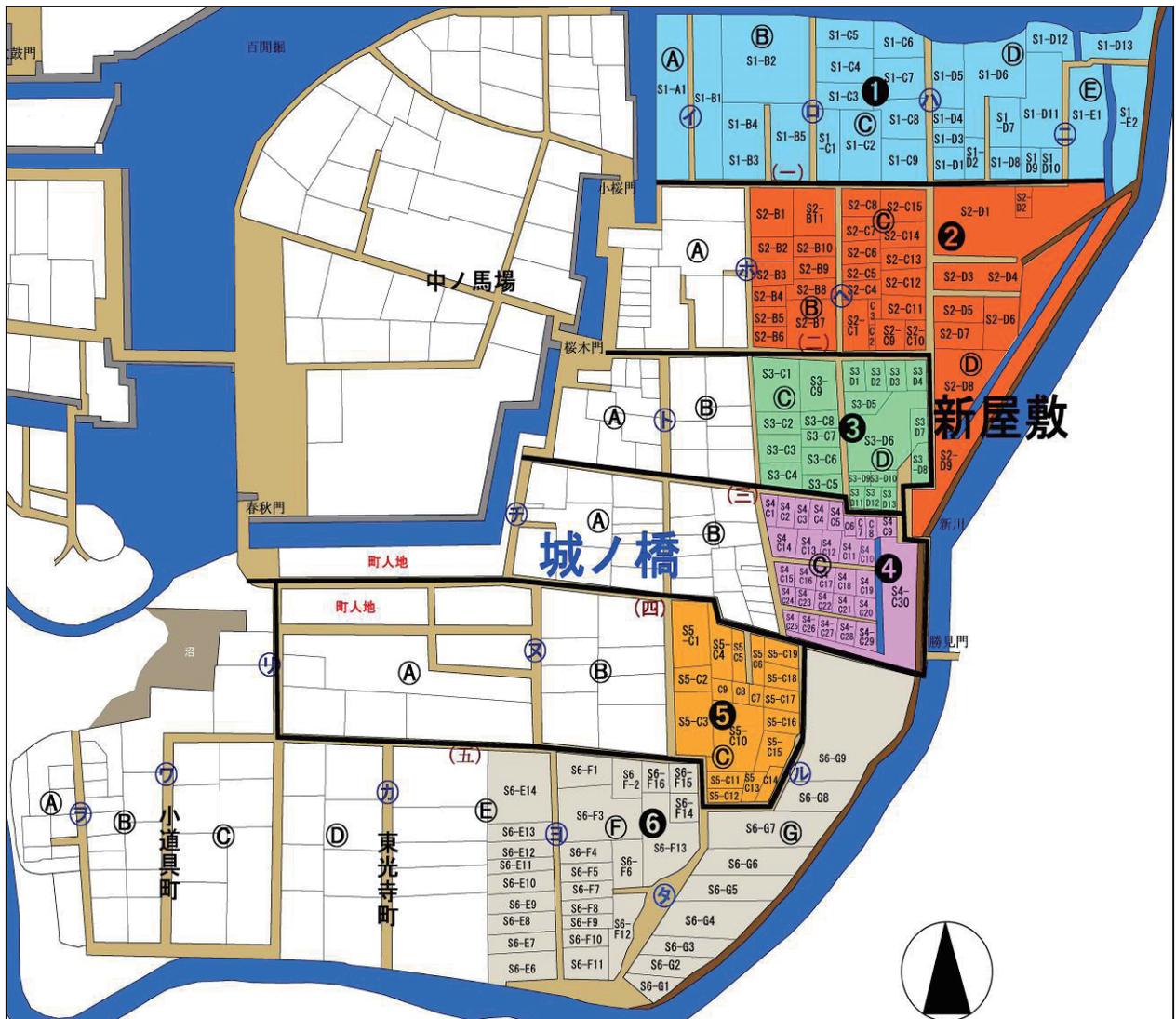


図2 慶長18年以前の城ノ橋（北側・東側）の屋敷割
(前掲の図1-1『北之庄城郭図』の起し図)

3. 各時期における城ノ橋（北側・東側）の様相

3.1 慶長18年以前（図1-1）

城ノ橋の北側と東側は西側同様、慶長18年までに屋敷割されて、④区以外は南北方向に屋敷地が並ぶタテ町型である⁷⁾。敷地数は①区が30筆、②区が35筆、③区が22筆、④区が30筆、⑤区が19筆、⑥区が34筆で、6区全体で170筆ある。これらの坪数は、北寄りの①区と②区が大きめで、500坪を超える屋敷地が8筆みられる。特に①区のS1-B2の大見彦三郎（828坪）をはじめ、S1-D6の長岡新右衛門（540坪）や②区のS2-B7の水谷織部（557坪）、S2-D1の岡部佐太夫（1050坪）は、城下中心部の大名町や南三ノ丸にある上級武家屋敷に匹敵する広さである。対して中央部の④区は30筆中25筆が100坪以下であり、屋敷割も東西方向に並ぶヨコ町型である⁸⁾。しかも、同じ坪数の屋敷地が均等に並び、敷地の大きさや向き、形状ともバラツキがみられる他の区画と異なる。

①～⑥区とも屋敷地の大半を武家屋敷が占めている。ところが、①区の西端および①・②・④区の東寄りの一面は上級武士に仕える同心や小人衆、中間衆の屋敷地が11筆と多く、⑥区の東南隅には寺院が集中している。

また、③区（S3-D1～D13）と④区（S4-C1～C9）のほとんどの屋敷地が空き地であることから、東側の中央部に位置する③区と④区は、慶長18年までに屋敷割されているが、まだ武家町として成立していなかったとみてよい。

3.2 万治2年大火以前（図1-2）

万治2年（1659）の屋敷割は図1-2でわかる。慶長18年～万治2年の大火前までの屋敷割の変化は、敷地の大きさや形状にバラツキがあった①～③区の屋敷地はほぼ均等になり、2区全体の通りや路地も整備されている。なかでも④区と⑥区の東端が大きく変わり、通りや路地が新設されたのをはじめ、慶長期の空き地（S4-C1～C9）や小さめの武家屋敷地（S4-C15～C29）が合筆して歩行や中間の屋敷地になっている。この他、⑤区の5筆（S5-C13～C17）や⑥区の8筆（S6-F4～F11）がそれぞれ隣地と合筆したように、①～⑥区においてもこの期間は合筆した屋敷地が多く、敷地数も52筆減少して118筆になる。

慶長18年以降の屋敷替えは118筆中100件みられるが、その大半が武家同士のものである。なかでも屋敷地が激減した④区は9筆すべて居住者が入れ替わり、中山宋左衛門（S4-C27）と長濱茂左衛門（S4-C30）以外の屋敷地は与力や歩行、掃除之者に替わっている。さらに慶長18年時に空き地が目立った③区と④区は新たに屋敷割され、こちらも中間（S3-D13）や歩行（S4-D8・S4-C1）、与力（S4-C28）に与えられている。このように、中央部にあたる③区と④区は、万治2年の大火前までに多くの武家屋敷地が与力屋敷や歩行屋敷に替わっている。特に④区の東端、東方からの玄関口にあたる勝見門周辺は与力や中間から下級武士の屋敷地が占め、慶長期よりもその範囲が広がっている。一方、慶長期に⑥区の東南端にあった寺町は、万治2年時も変わらず存続している。

①区のS1-D3（佐久間家）とS1-D4（矢田四郎左衛門）は武家屋敷地から地子地⁹⁾に替わっている。貞享の大法以前に武家屋敷地のなかに地子地が置かれた例は、これまでみてきた城下中心部および城下周辺部の武家町においても確認できない。

3.3 寛文9年大火以前（図1-3）

寛文9年（1669）の大火前の城下図をみると、万治2年の大火前～寛文9年の大火前の間に①区で合筆が1筆、②・④・⑥区でそれぞれ分筆が1筆ずつあるだけで、屋敷割は万治2年の大火前とほとんど変わっていない。

図1-3は居住者を示す付紙が剥がれている屋敷地が多いが、18件の屋敷替えが確認できる。そのほとんどが武家同士の屋敷替えであるが、万治2年の大火前までに地子地に替わった①区のS1-D3・D4やS1-E1（上月八郎左衛門）とS1-E2（大井田角右衛門）の2筆の与力屋敷が空き地になるなど一部変化している。これに対して万治2年の大火前以来、③区と④区の東端に下級武士の屋敷地が集中していること、⑥区の東南隅には寺町が配されていることは変わっていない。

3.4 貞享2年（図1-4）

『国事叢記』や『片鶯記』によれば¹⁰⁾、城ノ橋一帯は寛文9年の大火で焼失している。しかし、貞享2年（1685）の屋敷割の状態を示した図1-4によると、通りの本数や屋敷割の構成は寛文9年の大火前とほぼ同じであり、罹災後に大火前の状態で復興したとみてよい。万治2年の大火以降、④区の大部分を占めていた歩行屋敷が無くなり、その跡地は細かく分筆されて武家屋敷地になっている。この他、①区はS1-D1（あこ）とS1-D7（荻野治郎左衛門）の間に路地が新設され、東端のS1-E1・E2（空き地）が分筆されて6筆の武家屋敷地になるなど屋敷割

が変化している。これに伴い、①～⑥区とも武家屋敷地の占める割合が多くなり、敷地数も寛文9年の大火前より47筆増加している。

寛文9年の大火後～貞享2年の間の屋敷替えは、江戸時代を通して最多の126件みられる。やはり武家同士の屋敷替えが中心であるが、万治2年の大火までに歩行屋敷や掃除之者の屋敷地になった③区のS3-D4・D5・D9と④区のS4-C1～C26が再び武家屋敷地になっている。さらに⑥区の東南端にあった寺町(S6-F12・S6-G1～G6・G8)が無くなり、松井高右衛門や嶋田清左衛門など7士に与えられている。それ以外は、①区の東北端のS1-D13が煙硝蔵番人の屋敷になり、⑥区の東南隅のS6-G9の一部が水主組の組屋敷に替わっている。そして、①～⑥区とも新川沿いはこれまで同様、与力屋敷や中間屋敷が多く配されている。

3.5 正徳4年(図1-5)

図4は正徳4年(1714)の図1-5の部分図である。貞享3年の大法前の図3(図1-4の部分図)と比べると、南北方向の4筋の通り(㊦, ㊧, ㊨, ㊩)が取り除かれ、南北方向の通りは北方に通じる㊪通りだけになる。

正徳4年の敷地数は、貞享の大法による武士の削減で167筆あった屋敷地が25筆に激減している。これまで城ノ橋の武家屋敷地は大法以降、すべて地方地になったと伝えられている⁽¹¹⁾。しかし、④区の三村藤兵衛(S4-C9)の屋敷地をはじめ、①区の白山堂(S1-D5)や煙硝蔵番(S1-D13)、②区の奈良左近右衛門と剣持久右衛門(S2-D2)の与力屋敷、④区にある真杉長右衛門と武宮権右衛門(S4-C30)の与力屋敷など7筆が地方地のなかに点在している。また、同じ区画内に武家地と地方地、町人地が混在することも、大法以降の城ノ橋東側の特徴である。

3.6 安永4年(図1-6)

図5は前掲の図1-6の部分図で、安永4年(1775)時の屋敷割の状態が確認できる。これによると、正徳4年までに地方地に替わったほとんどの屋敷地が、再び屋敷割されて武家屋敷地になっている。通りも東西方向に2筋(○, 一)が新設され、いずれも北寄りの①区と②区に設けられている。(○)通りはこれまで区域の最北にあった(一)通りのさらに1筋北側に配され、西端はこの時期に①区まで延びた既存の㊫通りと繋がっている。もう一方の(一)通りは、②区のほぼ中央に新設され、こちらも既存の㊫通りと㊬通りと交差している。

屋敷割も同様に、安永4年までに整備されて、敷地数も大幅に増加して152筆になっている。特に①～③区の屋敷割は大きな変化がみられ、東西方向の通り(○, 一, 一', 二)に面して屋敷地が並ぶヨコ町型に変わっている。ヨコ町型に変わった①区は、図3でみられた南北方向の㊭通りと㊮通りが無くなり、新たに東西方向の(○)通りが設けられている。②区と③区も同様に、㊬通りが変わって(一)通りが新設されている。さらに敷地の形状や大きさもほぼ均等になっており、それぞれの敷地の形状や大きさにかなりのバラツキがみられた貞享2年までの屋敷割との違いが窺える。したがって、松岡藩士の移住によって、新たに屋敷割された城ノ橋の北側と東側の屋敷地は、これまでの屋敷割の手法と大きく異なっていることが指摘できる。(安永4年以降の各屋敷地の記号と番号は、新しく番付したものを使用する。)

安永4年の図1-6においても先の寛文9年の図1-3同様、居住者を示す付紙が剥がれている屋敷地が多い。居住者が判るものでは、正徳4年までに地方地に替わった屋敷地のほとんどが武家屋敷地に戻っている。このうち①区のSS1-D4の屋敷地が与えられた片山与三右衛門やSS1-C9の小川長左衛門をはじめ、②区のSS2-B1の蜷川林左衛門やSS2-B9のサノウチ半兵衛らは旧松岡藩士である⁽¹²⁾。武家屋敷以外は、②区のS2-D2が長持者部屋になり、④区のS4-C30が郡組に替わっているほか、④区と⑥区の通り沿いの町人地(SS4-C11・SS6-G8～G11)が西側に延びている。なお、③区の南側部分と⑥区の東端の一画は畑地であるから、この時点では屋敷割されていない状態である。

一方、『稿本福井市史(上)』⁽¹³⁾に「松岡は昌平宗家を相続し、藩主を失へるを以て、享保七年十月より城代を置きしが、更に幕府に請ひ、其館を福井に移す、十一月中根鞆負、秋田八郎兵衛等をして事に當らしめ、十四年十月遂に其館を廃し、その材を福井に移して東光寺を修し、十五年城ノ橋の地に、松岡の徒士他宅を移す、東光寺門前南北数十間に互り、東西相對して軒をならべし御徒町是れなり、十六年七月半知後明地となりたる毛矢に、松岡の士家を移すこと、元文九年十一月までに、前後四回、毛矢に東裏町又は西片側町を、城東に新屋敷を建てたり。(後略)」とあり、享保15年(1730)に松岡藩の徒士が城ノ橋に移ったこと、東西方向に屋敷地が並び御徒町と呼ばれていたこと、さらに翌16年(1731)には士家が毛矢町に移住したことなどがわかる。そして、この一画が新屋敷と呼ばれるようになる時期も、享保15年以降とみてよい。

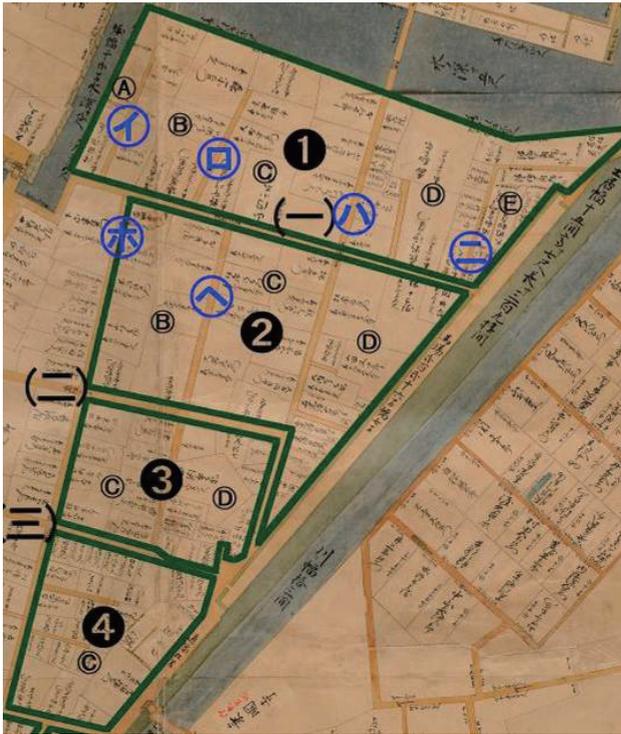


図3 貞享の大法前 (~1686), (図1-4の部分図)



図4 貞享の大法後 (1686~), (図1-5の部分図)

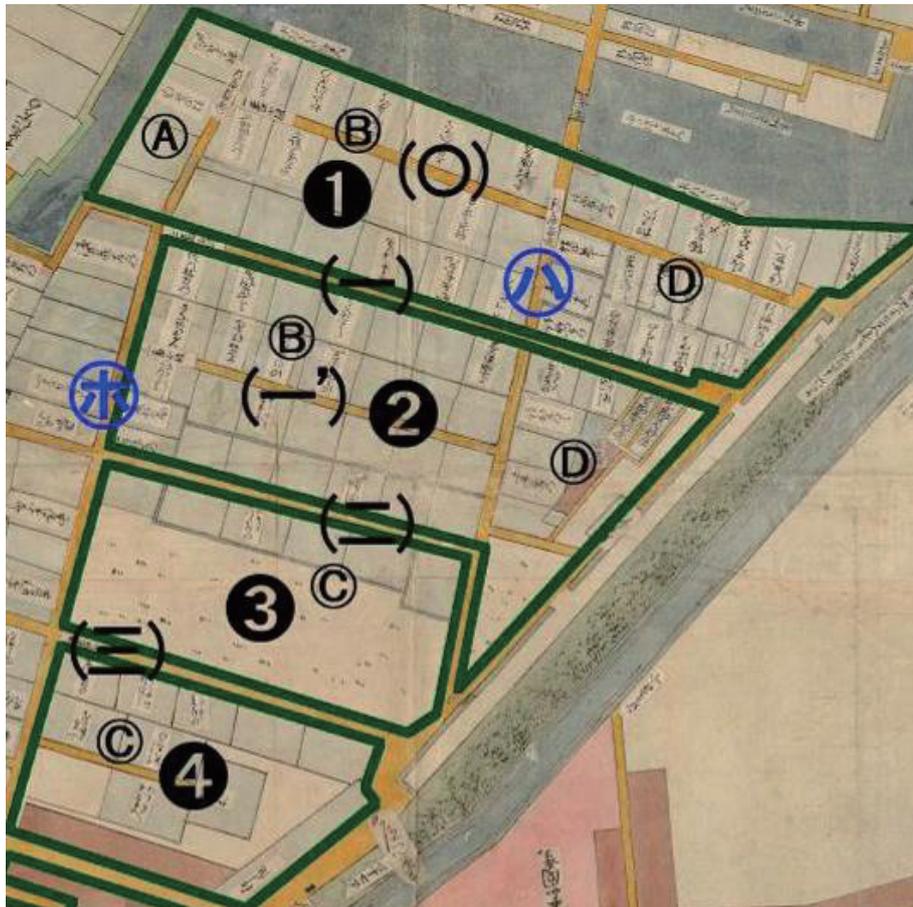


図5 松岡藩士移住後 (1721~), (図1-6の部分図)

3.7 文化8年 (図1-7)

文化8年(1811)の屋敷割は、安永4年時は畑地であった③区の南側が再び武家屋敷地になり、前波家や丹波家など13士に与えられている。③区の中ほどに新たに矩折状の路地が設けられ、路地に沿って百間長屋(SS3-C7~C8)が置かれている。したがって、安永4年~文化8年の間は再び武家屋敷地になった屋敷地や分筆した例が多く、敷地数は176筆に増加している。

安永4年以降、①区の屋敷替えは22件あり、SSI-A1が村上喜内から永見家になったほか、SSI-D2が平瀬藤兵衛から村上家に替わるなど武家同士の変化がほとんどである。②区も同様に、武家同士の屋敷替えが主であるが、蜷川(SS2-B1)と菌田(SS2-B2)ら6家を除く15筆の居住者が替わっている。それ以外の区画もやはり安永4年~文化8年の間に居住者が替わった屋敷地が多く、6区全体で77件屋敷替えしている。

3.8 慶応年間 (図1-8)

慶応年間(1865~67)の敷地数は、文化8年より2筆減っている。この間の屋敷替えは①~⑥区で9件あるが、主に武家同士のものである。居住者のほとんどが武家であるが、②区と④区に組屋敷、③区に百間長屋が一部確認できる。但し、貞享の大法後に屋敷割が一新されてからは、東端に配されていた与力屋敷や中間屋敷は一切無くなっている。また、文化8年には⑤区に郡牢(SS5-G9)が置かれたり、慶応には⑥区に因獄(SS6-G13)が設けられたりすることも、城下の東南隅に位置する城ノ橋の東側の特異な点である。

4. 武家屋敷地の変遷

これまで述べてきた慶長18年~慶応までの城ノ橋の北側と東側における武家屋敷地(①~⑥区)の合筆と分筆および敷地数、屋敷替えや空き地の件数を時代ごとに示したものが表2である。

表2 各時代の屋敷割と屋敷替え、空き地の件数(城ノ橋の北側・東側)

区画	年代		慶長18年 (1613)	万治2年 (1659)	寛文年間 (1661~72)	貞享2年 (1685)	正徳4年 (1714)	安永4年 (1775)	文化8年 (1811)	慶応年間 (1865~67)
	屋敷割	敷地数	単位:筆							
①	屋敷割	合筆		4	1	2	4	0	0	0
		分筆		6	0	7	0	37	1	0
	屋敷地数	30	32	31	41	7	43	44	44	
	屋敷替え		28	5	27	5	31	22	0	
	変化なし		1	21	9	1	2	11	44	
空き地		1	3	5	3	0	10	11	0	
②	屋敷割	合筆		7	0	1	3	1	0	0
		分筆		1	1	2	0	32	2	0
	屋敷地数	35	29	30	30	8	38	41	41	
	屋敷替え		24	6	18	7	19	15	1	
	変化なし		0	22	8	0	0	6	40	
空き地		6	5	2	4	0	19	20	0	
③	屋敷割	合筆		3	0	0	2	0	0	2
		分筆		0	0	4	0	4	15	0
	屋敷地数	22	17	17	21	2	6	21	19	
	屋敷替え		14	3	14	2	1	16	0	
	変化なし		0	12	4	0	0	0	19	
空き地		12	3	2	2	0	5	5	0	
④	屋敷割	合筆		6	0	0	5	3	1	1
		分筆		2	1	19	0	7	0	0
	屋敷地数	30	9	10	29	6	12	12	12	
	屋敷替え		9	1	26	6	8	6	2	
	変化なし		0	9	0	0	1	3	11	
空き地		12	0	0	3	0	3	1	0	
⑤	屋敷割	合筆		5	0	0	1	0	0	1
		分筆		0	0	4	0	1	1	0
	屋敷地数	19	10	10	14	1	15	16	15	
	屋敷替え		9	0	13	1	8	3	3	
	変化なし		0	9	1	0	0	6	12	
空き地		1	1	1	0	0	7	7	0	
⑥	屋敷割	合筆		6	0	0	1	0	0	0
		分筆		2	1	9	0	31	2	1
	屋敷地数	34	21	22	32	1	38	42	43	
	屋敷替え		16	4	24	1	20	15	6	
	変化なし		3	17	2	0	0	7	35	
空き地		3	2	1	6	0	18	20	2	
屋敷数 合計			170	118	120	167	25	152	176	174
増減				-52	2	47	-142	127	24	-2

*1: 付紙が剥がれた屋敷地は空き地を含む

*2: 付紙が剥がれた屋敷地からの変化は空き地を含めた

4.1 屋敷割

慶長18年以前の城ノ橋の北側と東側における敷地数は、6区全体で170筆ある。区画別にみると、北寄りの②区が35筆で最も多く、次いで南端の⑥区の34筆で、最少は⑤区の19筆である。しかし、中央の③区と④区は空き地が24筆と多く、東南端の⑥区は6寺院が集中している。

城ノ橋の北側と東側は、万治2年の大火前までに慶長期の通りや路地が整備され、屋敷割が多少変化している。特に③～⑤区の空き地や小さめの武家屋敷地が合筆して広くなり、歩行屋敷や中間屋敷に変わっている。その結果、敷地数も52筆減って118筆になる。その後、寛文9年の大火後～貞享2年の間に③～⑤区の屋敷地の大半を占めていた歩行屋敷や掃除之者の屋敷がすべて無くなった結果、①～⑥区とも武家屋敷地が増えて167筆になっている。

城ノ橋の北側と東側は、貞享の大法の影響を強く受けた区域のひとつで、貞享3年の大法後～正徳4年の間に敷地数は25筆に減っている。なかでも⑥区は32筆から1筆に激減し、①～⑤区も半数を超える武家屋敷地が無くなっている。その後、敷地数は享保14年～元文4年までの4回にわたる松岡藩士の移住によって安永4年には152筆に戻り、さらに文化4年にかけての分筆で江戸時代を通して最も多い176筆になっている。それ以降、慶応までに合筆が3件、分筆が1件みられるが、屋敷割はほぼ文化8年の状態と同じである。

4.2 屋敷替え

表2のように、城ノ橋の北側と東側の屋敷替えは、他の武家屋敷地同様、江戸時代を通して頻繁に行われている。特に寛文9年の大火後～貞享2年の間が122件で最多である。これは④区の屋敷地の大半を占めていた歩行屋敷が細かく分筆されて武家屋敷になったこと、⑥区の南端の一画にあった寺院がすべて武家屋敷地に替わったことなどに起因している。

次いで、慶長18年～万治2年の大火前の間に武家同士の屋敷替えを中心に100件みられる。この期間は寛永元年(1624)に3代忠昌の入部に伴う大規模な屋敷替えが行われており、同じ下級武士の居住区で城下周辺部に位置する天草町や餌刺町、竹ノ鼻などでも多くの屋敷替えが確認できる⁽¹⁴⁾。そして、慶長期の絵図にみられる①区の大見彦三郎(S1-B2)や岡谷隼人(S1-E2)、嶋田右京(S1-C2)、⑥区の長岡弥次右衛門(S6-F13)などは忠昌以降の給帳で確認できないことから⁽¹⁵⁾、城ノ橋の北側と東側においても藩主交代に伴う屋敷替えが寛永期に行われたと判断できる。それ以外の屋敷替えをみると、件数は少ないが貞享3年の大法直後と享保15年～元文4年までの松岡藩士移住の2度大きな変化が認められる。前者は貞享の大法による武士の削減に伴うもので、7筆の武家屋敷や与力屋敷以外はすべて地方地に替わっている。後者は享保6年に松岡藩主であった松平昌平が福井藩を相続して9代福井藩主になった際、多くの松岡藩士が福井城下へ移住したことに起因する。例えば、①区の小川長左衛門(SS1-B17)や片山与三右衛門(SS1-D4)、平瀬藤兵衛(SS1-D2)らは旧松岡藩士であり⁽¹⁶⁾、いずれも城ノ橋の北側と東側の一番町～五番町に屋敷地が与えられている。この町が新屋敷と呼ばれるのも、このためである。

5. 城ノ橋の北側と東側の屋敷地の特徴

以上のように、城ノ橋の北側と東側の屋敷地は武家町として成立した時期は古く、慶長18年以前の城下図では既に屋敷割されていた。屋敷割の特徴は、慶長18年～貞享2年までは南北方向に屋敷地が並ぶタテ町型であったが、享保6年以降、新たに屋敷割された①～③区が東西方向に屋敷地が並ぶヨコ町型に変わっている。このように、江戸中期～後期にかけて区域全体の通りや路地、屋敷割の構成が大きく変化する武家町や区域は、福井城下においては類例がない。

屋敷替えは、慶長18年～寛文9年の大火前までは⑥区の東南隅に寺町が設けられていたが、貞享2年までにすべての寺院が武家屋敷に替わっていること、貞享3年の大法後に区域全体の屋敷地(167筆)が7筆を残して地方地に一変したこと、地方地は享保15年～元文4年にかけて再び屋敷割されて旧松岡藩士の居住区になることなどが特徴である。したがって、城ノ橋の北側と東側の屋敷替えは、一時期に数筆の武家屋敷が取り払われたり、戻されたりしていることから、個々の屋敷替えが多い他の武家町や区域の屋敷替えとの違いが窺える。また、安永4年～幕末にかけては、④区と⑤区を挟む城ノ橋通りに面して町人地が配されている。同じ区域内に武家地と地方地、町人地が混在していることや、文化8年に⑤区の東端に郡牢が置かれ、慶応には⑥区の東端隅に因獄が設置されている点も、城下周辺部の東南端に位置する城ノ橋の東側の特異な点である。

6. おわりに

以上、城ノ橋の北側と東側における武家屋敷地の変遷を検討した結果、江戸時代を通して藩の動向によって変動が激しく、特に貞享3年～元文4年にかけての武家の削減や加増に左右された区域であったことが指摘できる。

前報では、西側に接する城ノ橋町と東光寺町の武家屋敷地の変遷について報告しているが、両町は慶長期以来、常に武家屋敷地であり、屋敷割は万治2年の状態のまま幕末まで踏襲されていた。したがって、貞享3年の大法以降、同じ区域内であっても通りを境に、西側と東側とでは武家屋敷地の移り変わりが大きく異なっていたことを今回明らかにした。

享保14年以降に旧松岡藩士が福井城下に移っているが、身分によって移住した時期や転居先が異なっている。例えば、上級武家は享保6年に福井藩に併合されてからは随時、城下中心部に屋敷替えしている。しかし、上級武家以外の移転が許されたのは享保10年(1725)のことで、14年後の元文4年までに士家(中級武士)が毛矢町に移り、徒士(下級武士)が城ノ橋に移住している。

注

- (1) 貞享3年(1686)に福井藩は25万石に半知されている。その際、1000人余の藩士が禄を失い、福井城下の武家屋敷地の多くは空き地となっている。
- (2) 享保6年(1721)12月、松岡藩主昌平が宗昌と改名して福井藩を相続し9代藩主となった。その結果、福井藩は松岡藩5万石を併合して30万石となり、松岡藩士も昌平とともに福井城下へ移り住んでいる。
- (3) 8枚の城下絵図はすべて、松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管。
- (4) 伊豆蔵庫喜, 吉田純一, “城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷 その2”, 福井工業大学研究紀要, Vol. 43, (2013), pp.387-398.
- (5) 福井城下における既存研究や報告書, 単行本においては, 貞享3年の大法後に城ノ橋一帯の武家屋敷地がすべて取り払われたと述べられているが, 城ノ橋地区の西側の武家屋敷地に関しては大法以降も変化なく存続している。城ノ橋地区の武家屋敷地の変遷は, 前掲4および, 伊豆蔵庫喜, 吉田純一, “城ノ橋地区における武家屋敷地の変遷 その1”, 日本建築学会北陸支部研究報告集, Vol.56, (2012), pp.446-449. で詳しく報告している。
- (6) 江戸時代の区割は, 通りに面する両側を基準に区割されるのが通例であるが, 今回は筆者の便宜上, 現代の区割の方法(通りと通りの間の区画)で整理した。
- (7) 矢守一彦, 城下町のかたち, (1988), p.33, 筑摩書房。
- (8) 前掲7と同じ
- (9) 貞享3年の半知を受け, 武家屋敷地(与力屋敷や足軽屋敷を含む)の一部が取り払われた跡に漸次地方町が成立している。元来は地方町となるが, 郭内にあるため地子町として町方支配になっていた。
- (10) 福井藩の正史である 福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編, 国事叢記, (1961), 福井郷土誌懇談会。および 福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編, 片聳記, (1955), 福井県立図書館。を参考にしている。
- (11) 前掲5と同じ
- (12) 福井県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編, 続片聳記(中), (1956), pp.598-600, 福井県立図書館。ならびに『松岡分限帳全』県立図書館 福井県郷土誌懇談会共編, 続片聳記(下), (1957), pp.517-639 所収, 福井県立図書館。を参考にしている。
- (13) 福井市役所編, 稿本福井市史(上), (1973), p.193, 歴史図書社。
- (14) 伊豆蔵庫喜, 吉田純一, “福井城下の武家地の研究8~24”, 日本建築学会大会梗概集F-2, (2010~2013), 同北陸支部研究報告集, Vol.50-55, (2007-2013), 福井工業大学研究紀要, Vol.37-42, (2007-2013), 参照。
- (15) 松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管, 『源秀康公御家中給帳』, 『伊豫守忠昌公御代給帳』, 『越前守光道公御代給帳』, 『越前守綱昌公御代延宝七末年給帳』, 『吉邦公御代給帳』, 『兵部大輔宗矩公御代給帳』などを参考にしている。いずれの史料とも福井市編, 福井市史 資料編4 近世二, (1955), pp.184-399 所収, 福井市
- (16) 前掲12と同じ

(平成26年3月31日受理)